

第4期岡山県障害のある人の自立に向けた所得向上計画

策定：令和3（2021）年7月

第1 計画策定の趣旨

障害のある人が地域で自立した生活を送るためには、就労が重要であるという考え方のもと、働く意欲のある障害のある人がその適性に応じて能力を十分に発揮できるよう、一般就労を希望する人には、できる限り一般就労できるように、また、一般就労が困難である人には、就労継続支援B型事業所等における工賃水準の向上を図り、経済的基盤を支える必要があります。

県では、平成30（2018）年度から令和2（2020）年度までを対象期間とする「第3期岡山県障害のある人の自立に向けた所得向上計画」により、障害のある人の所得向上に取り組んできましたが、継続的・計画的な取組が重要であることから、引き続き、第4期の所得向上計画を策定し、障害のある人が就労を通じて所得向上が図れるよう、総合的な支援に取り組むこととするものです。

第2 計画の性格

この計画は、「第4期岡山県障害者計画」における雇用・就業、経済的自立の支援についての具体的な方策を定めたものであり、また、国が定める「『工賃向上計画』を推進するための基本的な指針」に即した県計画として位置づけます。

第3 計画の期間及び対象事業所

1 計画の期間

令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの3か年とします。

2 計画の対象事業所

就労継続支援B型事業所

ただし、第7においては国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）第2条第4項の障害者就労施設等を、第8においては就労移行支援事業所、就労継続支援A型事業所、就労継続支援B型事業所及び就労定着支援事業所を対象とします。

第4 工賃の現状と目標

1 工賃の現状

第3期計画における平均工賃月額の実績は、平成30（2018）年度が14,741円、令和元（2019）年度が14,913円と増加しましたが、最終年度の令和2（2020）年度は、14,643円と前年に比べ減少しました。

2 目標工賃の設定

引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響が見込まれることから、令和3（2021）

年度の目標工賃月額、令和元（2019）年度の実績相当までの回復を目指すこととし、令和4（2022）年度以後は、感染症の影響が出る前の平成30（2018）年度までの工賃実績の伸び率や各事業所の目標工賃等を踏まえ、年5%程度の向上を目指すものとして、次のとおり設定します。

令和3（2021）年度 15,000円

令和4（2022）年度 15,700円

令和5（2023）年度 16,500円

※この目標は、県全体の平均目標として設定するものであり、これを上回る工賃を実現している事業所については、利用者が地域で自立した生活を実現できるよう、さらなる向上を目指すこととします。

（参考）

目標工賃を時間額で設定した事業所があることから、参考値として、時間額による目標工賃を示します。（令和2（2020）年度の時間額の実績は、196円）

令和3（2021）年度 198円

令和4（2022）年度 208円

令和5（2023）年度 218円

※工賃支払総額÷総労働時間

3 進捗管理

令和5（2023）年度までの各年度において、目標工賃に係る達成状況を調査し、県のホームページで公表します。

第5 基本的視点と役割

1 基本的視点

障害のある人も地域の支え手として活躍することを目指し、障害のある人の仕事の創出や工賃向上に取り組む事業所を積極的に支援するという視点を基本とします。

また、事業所においては、各事業所の工賃の向上のほか、一般就労への移行による所得の向上、福祉的就労による生活の充実など、各利用者の目標や適性等に配慮した支援を行うものとします。

2 事業所の役割

工賃の向上は、各事業所の就労支援に向けた強い意識や主体的な取組があつて初めて実現することから、各事業所は、自らの工賃向上計画に基づき、その実現に向けて、管理者が中心となり、事業所の全職員が利用者やその家族等とともに、地域と連携しながら取組を進めるものとします。

3 県の役割

県は、各事業所が工賃向上への取組を円滑に進めることができるよう、関係施策の充実に努め、この計画に掲げる目標達成を目指すものとします。

第6 工賃向上のための具体的支援

1 共同化の推進

- ・事業所の製品・役務に係る共同受注や販路拡大、情報の収集・提供等の事業所支援の役割を担い、所得向上の中核となる組織（以下「支援組織」という。）の体制及び機能の強化を図ります。
- ・支援組織等を窓口とし、事業所の提供できる製品や役務等の情報を集約するとともに、インターネットを活用した情報発信や販売促進を行います。また、企業等のニーズを把握し、1事業所では受注が困難な場合は複数の事業所による共同受注を行うなど受注機会の拡大に向けた支援を行います。
- ・各種店舗をはじめ、高速道路のサービスエリア、官公庁や公共機関の売店などの販売拠点の活用と拡大を図るとともに、支援組織の営業力向上により、事業所の各製品等の特徴に応じた新たな販路の開拓や高単価業務の受注、共同化を進めます。

2 企業的経営視点の導入等

- ・民間企業のノウハウや技術を活用することは有効であると考えられることから、事業所に対する経営や技術指導等について協力が得られるよう経済団体などとの連携・協力を推進します。
- ・支援組織等を活用し、商品開発や販路開拓、作業効率の向上につながる支援を実施します。
- ・企業等による事業所の製品の購入や事業所に対する作業の委託、県が包括協定を締結している企業等における常設販売等の拡大を推進します。

3 他部局等との連携による障害のある人の就労機会の創出

- ・農業分野での障害のある人の就労の支援、工賃水準の向上及び農業の支え手の拡大を図るため、農福連携サポートセンターを核に福祉側と農業・農家側のマッチングを支援するとともに、農業に関する専門家の派遣や農福連携マルシェの開催等、地域団体等との連携を図りながら事業所の農業分野等における取組の拡大を推進します。

4 説明会や研修等の実施

- ・事業所における工賃水準の向上を目指した取組や創意工夫を促すため、経営能力の向上に関する研修や好事例を共有する研修等を実施し、各事業所の管理者及び職員の意識の向上や新製品の開発、受注拡大等のためのノウハウの習得を図ります。
- ・工賃向上率の高い事業所や、恒常的に工賃の高い事業所その他工賃向上に向けた工夫により成果をあげている事業所の事例を収集し紹介します。

5 地域レベルの取組の推進

- ・障害のある人の所得向上を進めるため、各地域においても、協議会等のネットワークを活用して事業所間連携による商品開発や販路拡大の取組を支援します。
- ・工賃向上に向けた事業所の取組に対し、積極的な支援を行うよう市町村に働きかけるとともに、各地域において市町村等の関係機関と事業所が連携した取組を推進できるよう支援します。

第7 障害者就労施設等からの優先調達の推進

障害のある人の所得向上を進める上で、官公需の発注拡大が効果的であることから、別に定める調達方針により、就労継続支援事業所など県内の障害者就労施設等からの物品等の調達を推進します。

第8 福祉的就労から一般就労への移行・定着の促進

障害のある人の所得向上には、障害福祉サービス事業所の利用による福祉的就労から企業等での一般就労への移行が有効であることから、事業所職員に対して就労移行に係る好事例の紹介や技術向上のための研修を実施するなど、各事業所による一般就労への取組を支援します。また、重度の障害のある人には在宅での就労を支援するとともに、障害のある人の雇用の促進等に関する企業等への普及啓発や就労定着に向けた支援にも重点的に取り組みます。

第9 計画の見直し

関連制度の改正や県内事業所の状況等に応じて、適宜、この計画の見直しを行います。

<参考> 第3期計画の目標工賃と実績（県平均工賃月額実績の推移）

年 度		H30(2018)	R 1 (2019)	R 2 (2020)	平均
月額	目標工賃	14,900円	15,600円	16,400円	—
	実績	14,741円	14,913円	14,643円	—
	前年対比	+4.1%	+1.2%	-1.8%	+1.2%
時間額	目標工賃	194円	204円	214円	—
	実績	194円	198円	196円	—
	前年対比	+4.9%	+2.1%	-1.0%	+2.0%